

## 検疫有害動植物及び輸入検疫措置対象等の見直しの概要

令和元年7月  
消費・安全局植物防疫課

### 1 現行制度における輸入規制等の概要

- (1) 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）においては、有害植物（法第2条第2項）及び有害動物（法第2条第3項）（以下「有害動植物」という。）のうち、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されていないもの又は既に国内の一部に存在し、かつ、国により防除が実施されているものを検疫有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）として指定することとされている。（法第5条の2第1項）

植物等が輸入される際には、

① 輸出国での栽培地検査（法第6条第2項）

輸入時の検査（法第8条第1項）では発見が困難であるが栽培地における検査では発見が容易である検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、栽培地検査（当該植物の栽培地において輸出国の政府機関により行われる検疫有害動植物の付着の有無の検査をいう。以下同じ。）の結果当該検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しの添付を必要とすること

② 輸入の禁止（法第7条第1項）

輸入時の検査（法第8条第1項）では発見が極めて困難であるなど特にリスクの高い検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、原則として輸入の禁止の対象とすること

等の輸入検疫措置を実施している。

また、国内に侵入している検疫有害動植物のまん延を防止するため、特定の地域内にある当該検疫有害動植物の寄主植物については、他の地域への移動禁止等の国内検疫措置を実施している（法第16条の3）。

- (2) これらの植物等に対する措置については、科学的な根拠に基づく有害動植物のリスクアナリシス（以下「リスクアナリシス」という。）の結果に従い、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）において以下のとおり定められている。

- ① 検疫有害動植物（規則第5条の2に基づき、別表1で具体的に規定）
- ② 栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物の組合せ（規則第5条の4に基づき別表1の2で具体的に規定）
- ③ 輸入禁止地域及び植物の組合せ（規則第9条第1号及び別表2）
- ④ 輸入禁止地域及び植物並びに特例的に輸入を認める基準の組合せ（規則第9条第2号及び別表2の2）

## 2 改正の趣旨

- (1) 平成 28 年に行った規則の改正以降、諸外国における病害虫の発生状況、諸外国における病害虫に係る植物検疫措置の実施状況等の情報を収集してきた。
- (2) 今般、(1) で得られた情報を契機として我が国の農業生産への影響の評価を含むリスクアナリシスを行い、その結果を踏まえ、検疫措置の対象となる検疫有害動植物の発生地域、寄主植物等を見直す等の必要が生じたため、規則及び関連告示について所要の改正を行うこととする。

※国際植物防疫条約（昭和 27 年条約第 15 号）のⅦ条 2 項 i により、我が国を含む国際植物防疫条約の締約国は、科学的な根拠に基づくリスク評価の結果に従って植物検疫措置を設定すること及び検疫措置の対象とする病害虫について学名をもってリスト化し、公表することを求められている。

## 3 改正案の主な内容

### (1) 輸入検疫措置の対象とする植物等の変更

#### ① 検疫有害動植物の指定、名称変更及び削除（別表 1 関係）

- (a) 新たに 15 種を指定（ツヤハダゴマダラカミキリ等）
- (b) 学名の整理により、6 種追加及び 4 種削除（*Mexican papita viroid*等）
- (c) 8 種の学名を変更（トウモロコシ萎ちょう細菌病等）
- (d) 1 種の和名を追加（トマト退緑萎縮ウィロイド）

#### ② 栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物の組合せの変更（別表 1 の 2 関係）

- ・ リスクアナリシスの結果を踏まえ、地域、植物及び検疫有害動植物の組合せを変更（バナナネモグリセンチュウの発生地域に中国を追加する等）

#### ③ 輸入禁止となる地域及び植物の組合せの変更（別表 2 関係）

- ・ リスクアナリシスの結果を踏まえ、地域及び植物を変更（ミカンコミバエ種群の発生地域に南アフリカ共和国等を追加する、及びミカンコミバエ種群の寄主植物にせいようかぼちゃ等を追加する等）

#### ④ 輸入禁止となる地域及び植物並びに基準の組合せの変更（別表 2 の 2 関係）

- ・ リスクアナリシスの結果を踏まえ、地域及び植物並びに基準を変更（*Peronospora chlorae*に係る基準を追加する等）

### (2) 国内において移動禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物の変更（規則第 35 条の 7 及び別表 6 関係）

- (1) ③の変更に伴い、ユーゲニア属植物等を国内での移動禁止の対象とする植

物として追加する。

(3) 関連告示の改正（規則別表2の農林水産大臣が定める基準）

(1) の見直しに伴い、規則別表2の農林水産大臣が定める基準（南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実並びにスワジランド産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（昭和48年5月24日農林省告示第1415号）ほか2件）について、必要な改正を行うこととする。

4 施行期日

植物検疫措置の新たな導入及び改正に伴い規制を強化する場合は、国際的な取決めにより一定の周知期間を設ける必要があることから、公布の日から起算して6月を経過した日とする。

ただし、規則別表2の改正規定中「及びギリシャ」を「、ギリシャ及びラトビア」に改める部分及び「、エストニア」を削る部分並びに別表2の2の「、トルコ」、「、チリ」及び「、フィンランド」を削る部分については公布日と同日に施行する。